

IR カジノ陳情書の質疑と審査

15 日午前、西天満の弁護士事務所で打ち合わせをして、市役所に向かった。中之島公会堂、図書館そして市役所とつづく風景は、味わいがある。高速道路や高層ビルがなければ、もっと美しい景観なのだが残念。



13 時から市会の都市経済委員会を傍聴した。1月19日に提出した陳情書審査があるからだ。

IR カジノ関連の陳情は私の陳情第 3 号 大阪 IR「基本合意」別紙 1 から 5 の公開を求める陳情書だけであった。

1月21日にレポートで紹介したが、陳情書の最後だけ抜粋して再掲。非開示とされた別紙は、夢洲への IR 誘致の是非を判断するうえで、欠かせない情報である。大阪市にやましいことがなければ、ただちに開示すべきで、市会においても公費負担を決定した以上、基本合意に関わる資料に基づいて真摯な質疑をしなくてはならない。IR 誘致に関わる重要な公文書の公開を求めて、改めて市会に陳情するものである。

都市経済委員会	
午後 1 時	
第 2 委員会室 / 1 階東玄関北側	
1) 付託案件の審査	
説明	10分
質疑なし	
2) 陳情書の審査	
見解表明	4分
質疑	37分
山本長助委員(自民)	7分
井上 浩委員(共産党)	30分

【陳情項目】

1. 「基本合意」に関わる別紙 1 から 5 の公文書を直ちに公開すること。

2. 市会において上記別紙をもとに、夢洲 IR 誘致について改めて審議を行うこと。
質疑では、はじめに坂本 IR 推進局長から陳情書に対する見解表明があった。別紙は契約締結前の協議中のもので、骨格はすでに示している。国の認定後に概要を公表する。12月の委員会での見解表明と同じで、まったく「進歩」がない。

次に山本委員から 12 月にも質問したが、なぜ基本合意を公開できないのか。とくに借地権設定契約書案の非開示決定に不服審査請求をしたが、弁明書はいつ出されるのか。これに対して、長野 IR 推進課長は条例にもとづき非開示としている。谷岡参事からは、弁明書は 4 ヶ月以内に送付されると回答があった。私も不服審査請求をしているので、弁明書について注目していきたい。

続いて井上委員から、陳情書に関わり夢洲の地盤沈下対策について質疑が行なわれた。井上委員が地盤沈下対策は 788 億円の債務負担行為に含まれていないと質すと、長野課長は事業者が実施するもので、国の認定後に契約書で定めると答弁。井上委員が基本協定 19 条 4 項との関連、長期の地盤沈下についても事業者が負担するのかと問うと、長野参事は長期についても事業者が負担することになる。閑空のようにジャッキで対応する場合も、事業者負担なのかは今後の検すると答弁。

質疑のあと陳情書採決が行なわれ、維新と公明の反対により「引き続き審査」事実上の先送りとなった。維新と公明は発言することもなく、再び市民の声を切り捨てた。

(2023 年 2 月 18 日)